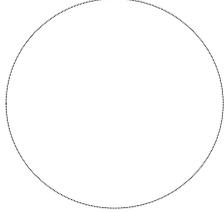


(受付印)



原動機付自転車の改造等に係る申立書

令和 年 月 日

(宛先)
京都市長

納税義務者	住所 (所在地)	電話番号 — —	
	氏名 (名称)		

原動機付自転車の改造等を行ったので、裏面の留意事項を確認したうえ、下記のとおり申し立てます。

記

改造を行った者	住所 (所在地)	Tel — —	
	氏名 (名称)		
改造を行った日	令和 年 月 日		
改造理由と その主な目的	理由		
	目的	<input type="checkbox"/> 排気量の増加 <input type="checkbox"/> 排気量の減少 <input type="checkbox"/> 輪距の変更 <input type="checkbox"/> その他 ()	
改造した 原動機付自転車等	車名	型式	
	車台番号		
標識番号	改造前	京都市	(種別:)
	改造後	京都市	(種別:)
改造方法	<input type="checkbox"/> エンジンの載せ替え <input type="checkbox"/> エンジン内部のポーリング <input type="checkbox"/> 部品取付け <input type="checkbox"/> その他 ()		
排気量の変更の場合	変更前	cc・w ⇒	変更後 cc・w
エンジン等を 載せ替えた場合	変更後の原動機 の型式番号		変更後の原動機 のメーカー
その他により排気量 を変更した場合	変更後の排気量の計算式		
その他の改造の場合	使用部品及び改造内容		
改造後の輪距	mm		

留 意 事 項

- 1 改造を行ったことを示す書類（品目等が記載されている領収書、取付キットの説明書など）がある場合は、その写しを挙証資料として提出してください。
- 2 「改造を行った日」欄には、改造が終了した日を記載してください。
- 3 第1種原動機付自転車について、改造に伴い総排気量が50cc（電気を主動力とする場合は、定格出力が0.6kw）を超えた場合は、第2種原動機付自転車（乙又は甲）として課税し、課税標識（ナンバープレート）を交付しますが、課税標識はあくまで軽自動車税を課していることを示すものであり、**第1種原動機付自転車の法定速度である30km/hを超えて道路運行の用に供すること及び二人乗り等を許可したものではありません。**
- 4 第1種原動機付自転車について、輪距を変更したことなどに伴い、第1種原動機付自転車のうち「ミニカー」として課税する場合、課税標識（ナンバープレート）を交付しますが、課税標識はあくまで軽自動車税（種別割）を課していることを示すものであり、**第1種原動機付自転車の法定速度である30km/hを超えて道路運行の用に供すること及びヘルメットの非着用等を許可したものではありません。**
- 5 改造内容に疑義がある場合は、改造を行った方及び当該原動機付自転車の所有者の方に問合せをさせていただくことがあります。
- 6 排気量の計算式については次のとおり計算してください。

$$\text{排気量} = 0.785 \times \text{内径 (cm)} \times \text{内径 (cm)} \times \text{行程 (cm)}$$